

三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について

(第6管理期間)

令和2年3月31日公表

令和2年7月3日変更

令和2年10月1日変更

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においては、くろまぐろは中型まき網漁業、定置漁業、ひき縄漁業、一本釣り漁業等により、主に夏から秋にかけて熊野灘で漁獲される等本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取り組みを推進する。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について三重県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	45.8トン	うち10.9トン を留保する。
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	39.6トン	うち21.4トン を留保する。

(注1) 知事管理量のうち、留保する量（以下「留保枠」という。）については、くろまぐろの来遊状況に応じて知事が、関係する漁業協同組合の合意のもと第3に定める採捕の種類ごとに配分し、上表の留保枠は変

更された量を反映した量に変更する。

(注2) 農林水産大臣により本県の知事管理量に変更され、増量する場合は、追加分は一旦留保枠に加え、上表の留保枠は変更された量を反映した量に変更する。

(注3) 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県の小型魚又は大型魚の知事管理量は、公表時点における本県の小型魚又は大型魚の採捕の数量と同等に変更されることとなる。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

1 本県の採捕の種類別の数量は、下表のとおりとする。

(1) 小型魚

採捕の種類	数量
定置漁業	15.1 トン
中型まき網漁業	8.6 トン
養殖用種苗の採捕を目的とする釣り漁業及びひき縄漁業	4.5 トン
その他漁業	6.7 トン

(2) 大型魚

採捕の種類	数量
定置漁業	13.1 トン
その他漁業	5.1 トン

(注1) 「定置漁業」とは、漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業及び同条第5項第2号に規定する第2種共同漁業（定置網を使用するものに限る。）をいう。

(注2) 「中型まき網漁業」とは漁業法第66条第2項に規定する中型まき網漁業をいう。

(注3) 「養殖用種苗の採捕を目的とする釣り漁業及びひき縄漁業」は漁期が短いため、当該漁業の漁期終了後に（1）で定められた数量の余りがある場合は、その数量を県の留保枠に加えるものとし、第2で定めた留保枠の量に変更された量を反映した量に変更する。

2 数量が追加配分された時の扱いについて

留保枠から再配分された場合又は採捕の種類間で数量を移譲する調整が整った場合は、1で定めた数量は変更された数量を反映した量に変更する。

3 採捕の停止等の命令について

本県の採捕の数量が採捕の種類別の数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごとに海洋生物資源の保存及び管

理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 緊急報告体制について

- (1) 各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積上げに備え、各漁業で、1日1隻若しくは1か統当たり小型魚又は大型魚が300キログラムを超える量の採捕があった場合は、速やかに本県に採捕の数量報告を行うものとする。
- (2) 緊急報告が速やかになされるよう、本県は、本県と各漁業協同組合間に、各漁業協同組合は、各漁業協同組合と各漁業者との間に土日祝日等でも連絡可能な連絡網を整備するものとする。
- (3) 緊急報告があった場合、当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量採捕があった旨を周知する。当該漁業者は、本県の知事管理量の残枠が確定するまでは、緊急管理措置として(1)で緊急報告した小型魚又は大型魚を目的とした操業を自粛する。また、本県は緊急管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。
- (4) 本県は県全体の漁獲量が第2で定める知事管理量の7割を超えており、1日1.0トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

2 知事管理量を遵守するための管理措置について

本県は、知事管理量を遵守するため、小型魚については漁業種類ごとに1隻（1か統）当たりの1日の漁獲上限、漁期間中の漁獲上限等の必要な措置を別途定めることとする。

3 採捕の数量の公表等について

本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2の数量又は第3の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

4 早期是正措置

本県は、前述の採捕の数量の公表後、法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を本県の漁業者等に対し、以下のとおり講じるものとする。ただし、これらの早期是正措置は、漁獲状況等を考慮し、必要に応じて変更できるものとする。

(1) 小型魚

ア 定置漁業

- (ア) 知事管理量の7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき生存個体は再放流に努め、採捕数量を最小限に留める。この場

合、1か統当たり1日50キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。

(イ) 知事管理量の8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき生存個体はすべて再放流する（死んだ個体等で再放流できないなど、やむを得ない理由以外は漁獲しない）。やむを得ず漁獲した場合は、1か統当たり1日50キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。50キログラムを超える水揚げが2日連続で続いた場合は、翌日は操業を自粛する。

(ウ) 知事管理量の9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき生存個体はすべて再放流する（死んだ個体等で再放流できないなど、やむを得ない理由以外は漁獲しない）。やむを得ず漁獲した場合は、1か統当たり1日50キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。50キログラムを超える水揚げが2日連続で続いた場合は、翌2日間は操業を自粛する。

イ 中型まき網漁業

(ア) 知事管理量の7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき生存個体は再放流に努め、採捕数量を最小限に留める。この場合、1か統当たり1日50キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。

(イ) 知事管理量の8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき生存個体はすべて再放流する（死んだ個体等で再放流できないなど、やむを得ない理由以外は漁獲しない）。やむを得ず漁獲した場合は、1か統当たり1日50キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。50キログラムを超える水揚げが2日連続で続いた場合は、翌日は操業を自粛する。

(ウ) 知事管理量の9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき生存個体はすべて再放流する（死んだ個体等で再放流できないなど、やむを得ない理由以外は漁獲しない）。やむを得ず漁獲した場合は、1か統当たり1日50キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。50キログラムを超える水揚げが2日連続で続いた場合は、翌2日間は操業を自粛する。

ウ その他漁業

(ア) 知事管理量の7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき生存個体は再放流に努め、採捕数量を最小限に留める。この場合、1隻当たり1日20キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を

超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。

(イ) 知事管理量の8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき
生存個体はすべて再放流する（死んだ個体等で再放流できない
など、やむを得ない理由以外は漁獲しない）。やむを得ず漁獲し
た場合は、1隻当たり1日20キログラムを漁獲上限とし、漁獲
上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。20
キログラムを超える水揚げが2日連続で続いた場合は、翌日は操
業を自粛する。

(ウ) 知事管理量の9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき
生存個体はすべて再放流する（死んだ個体等で再放流できない
など、やむを得ない理由以外は漁獲しない）。やむを得ず漁獲し
た場合は、1隻当たり1日20キログラムを漁獲上限とし、漁獲
上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。20
キログラムを超える水揚げが2日連続で続いた場合は、翌2日間
は操業を自粛する。

(注) 「養殖用種苗の採捕を目的とする釣り漁業及びひき縄漁業」は、
養殖種苗の活入れ予定量によって漁獲量の上限が決まるため、早期是
正措置を実施しないこととする。

(2) 大型魚

ア 定置漁業

(ア) 知事管理量の7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき
生存個体は再放流に努め、採捕数量を最小限に留める。この場
合、1日300キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時
点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。

(イ) 知事管理量の8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき
生存個体はすべて再放流する（死んだ個体等で再放流できない
など、やむを得ない理由以外は漁獲しない）。やむを得ず漁獲し
た場合は、1日150キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超
えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。150キログ
ラムを超える水揚げが2日連続で続いた場合は、翌日は操業を自
粛する。

(ウ) 知事管理量の9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき
生存個体はすべて再放流する（死んだ個体等で再放流できない
など、やむを得ない理由以外は漁獲しない）。やむを得ず漁獲し
た場合は、1日100キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超
えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。100キログ
ラムを超える水揚げが2日連続で続いた場合は、翌2日間は操業
を自粛する。

イ その他漁業

- (ア) 知事管理量の7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき
生存個体は再放流に努め、採捕数量を最小限に留める。この場合、1か統(1隻)当たり1日100キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。
- (イ) 知事管理量の8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき
生存個体はすべて再放流する(死んだ個体等で再放流できないなど、やむを得ない理由以外は漁獲しない)。やむを得ず漁獲した場合は、1か統(1隻)当たり1日50キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。50キログラムを超える水揚げが2日連続で続いた場合は、翌日は操業を自粛する。
- (ウ) 知事管理量の9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき
生存個体はすべて再放流する(死んだ個体等で再放流できないなど、やむを得ない理由以外は漁獲しない)。やむを得ず漁獲した場合は、1か統(1隻)当たり1日50キログラムを漁獲上限とし、漁獲上限を超えた時点で当該漁業者は当該日の操業を中止する。50キログラムを超える水揚げが2日連続で続いた場合は、翌2日間は操業を自粛する。

5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項について

(1) 遊漁(遊漁者及び遊漁船業者)の管理について

ア 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

イ 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 採捕の停止命令について

(1) 第2に定める知事管理量について

小型魚又は大型魚の本県の採捕の数量が、原則として第2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。

(2) 第3に定める採捕の種類別の数量について

小型魚又は大型魚の採捕の種類別の採捕の数量が、第3の知事管理量を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。

(3) 我が国全体の漁獲可能量について

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県の小型魚又は大型魚の知事管理量は、公表時点における本県の小型魚又は大型魚の採捕の数量に変更されることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。

(4) その他採捕の停止命令に関することについて

遊漁者及び遊漁船業者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令が出された際は、本県の水面での遊漁者及び遊漁船業者に対し、管内の漁業者に対する管理の取組と同様の指導を行う。

2 第2管理期間における本県の小型魚の知事管理量超過分の扱いについて

第2管理期間における本県の小型魚の知事管理量超過分102.6トンについては、第3管理期間以降の知事管理量から各管理期間の知事管理量の2割を上限として差し引くこととする。